

第 2 6 回
道州制ビジョン懇談会

平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日（木）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 5時03分開会

○江口座長 予定の時間がまいりましたので、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第26回の会合を開催させていただきたいと思います。

お忙しい中、ご出席、ご参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、初めに松浪政務官のほうからお話をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松浪政務官 委員の先生方、連日ご苦労さまでございます。

今日は税財政ということでありましますけれども、昨日の議論は後半は税財政に集中をしたかと思います。この税財政の問題、「税は政なり」と申しまして、我々政治家も一番存在感を示すというのが大体が税調ということで、1年生のうちは私は筋書きのあるドラマとは呼んでいるんですけれども、この税調でいかに存在感を示すかというのが政治家のまずはレッスンワンだということでありまして、それほどに税というものは政治と、そしてまた行政と切っては切れないものなわけでありましますけれども、その中で道州制という新しい枠組みをつくるに当たって、本当に今我々の議論、専門委員会もございます。専門委員会の先生方は道州制というよりも、専門家の視点からお話をいただけることになろうかと思っています。そして、我々はこの場ではそういう既存の枠組みを超えていくというのがまさに道州制でありまして、だからこそ我々はこれは歴史的な新しいパラダイムを開くものだというふうに考えていると私は思っております。そこで、この場では本当に自由な、こんなあり方もあると、そしてこういう問題もあるということをつまびらかに皆様に柔軟にお話をいただくということが必要ではないかなと。

また、私思いますに、税の問題も将来どんな可能性があるのか、もし四国がインフラがおくれているというのであれば、道州制を導入したときに国税の部分で法人税だけを少し下げて、こちらに産業集積を図っていただくとか、また私は厚生労働で持論なわけでありましますけれども、研究開発費税制15%を超える会社というのは、例えば製薬企業しかないわけでありまして、研究開発費税制、これも税制改正で昨年もやったわけでありましますけれども、研究開発費税制で15%を超える会社、こうした会社については固定資産税を減免するとか、そういったような考え方があれば、産業集積というものも例えば製薬で図ろうと思うとそういう方向もあるわけで、どんな可能性があるかなということをイメージション豊かにやっていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

ですから、税も特に昨日から水平的調整とか垂直的調整とか、そういう税をいかにこちらからこちらに持っていくかということもあるわけでありましますけれども、どういうインセンティブを与えるかという面においても、この税財政というものについては、非常に私は道州制というのは可能性があるのではないかなと。また、その調整については、これは非常に政治マターになりますので、道州間だけで本当に調整をしていっていいのか、それとも道州の代表が国家とともに話し合いをする機関を私がいつも申しているように、上院として参議院を編成するというようなこともあってもいいのではないかなというふうに思ってお

ります。

これはあくまで私が申し上げたのは、これは私の今のイメージなわけでありまして、先生方から本当にまた自由闊達な、発想豊かなご議論をいただきながら、そしてそれは何のためかという、日本のいつも申しております経済と社会保障の両立、子供たちの未来のためである、我々の誇りある日本のためであるということを常に念頭に置きながら、今日もご闊達にご議論いただきたいというふうに思っております。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、資料10－3の私の資料をちょっと出していただきたいんですけども、昨日ペーパーを出しました。その後のペーパーというか、追加ペーパーというか、修正ペーパーということになりますけれども、10－3、見ていただいて、波線が引いてあります。鎌田委員のほうから、道州制基本法の検討を進めることには反対であると、拙速を避け、世論の理解を求めていくべきではないかということを追加させていただきました。

それから、佐々木委員の基本法の中身に関する認識が委員の間で異なっているようだが、基本理念とスケジュールを示すということでは取りまとめは可能であるし、それを世に問う意義も大きいのではないか。

それから、佐々木委員、またほかの委員の方々から、道州制の議論を進めることは地方分権をないがしろにするという意見があるが、その理由がわからない。地方分権と道州制が対立するものではないことは多くの委員が共有しているのではないかということをつけ加えさせていただいているということを初めにお話をさせていただきます。

それから、4ページですけれども、4ページは昨日区割りの検討に関する方針で中間報告の中というものも含めて、2のほうは、これは区割り基本方針検討委員会の矢田委員長の意見で、私案ということで出されておりましたけれども、⑤の官民による広域ブロックの政策主体のエリア、これについては考慮すべきであるけれども、①と④とを併記するという事項ではないんじゃないかというようなご意見が幾人かから出されておりましたので、これは括弧書きにさせていただきました。4番は中間報告からとらせていただいたということでございます。

道州制基本法の骨子について、本日は税財政についての基本方針を主要テーマとして議事を進めさせていただきます。

お手元に資料1として本日の議題であります税財政制度に関する中間報告の記述及びこれまでのビジョン懇談会の中での意見を取りまとめたものを配付しておりますので、適宜ご参照いただければ幸いです。

次に、お手元に資料10として配付してございますように、高橋委員より資料が提出されておりますので、これについて高橋知事のほうからご説明をいただきたいと思います。

高橋知事、よろしくお願いします。

○高橋委員　ありがとうございます。

いつも遠くから来ておりまして、余り出席率も芳しくないことをお許しをいただきたいと思います。本日も途中で失礼させていただかなければなりませんのと、明日の集中審議にも参加させていただくことができませんので、書面により私の考え方をお示しをさせていただいたところでございます。

ここに書いてございますことは、一つ一つはこれまでも議論があったことではないかなというふうに思うわけでございますので、あえて一つ一つについて申し上げることは避けようと思いますが、本日の議論との関係で言えば、「第二に」と1ページに書いてございます税財政制度のところについて、一言だけ申し上げさせていただければというふうに思います。

もとより道州制の区割り、単位、ユニットという意味では、その区域の中で経済的にも自立ができるような形であるべきであると、これは当然のことだと思うわけでございますが、この場でも議論があったと思いますが、例えば北海道もしかりであります。九州、それから東北もそうだと思いますが、ごくごく首都圏の一部の道州以外はなかなか難しいということで、財源調整という議論も出てくるわけではありますが、そうは言いましても、私どもといたしましては、当該地域内、区域内における経済力をできる限り涵養する、税源を涵養する方策ということが必要だというふうに思っているところでございます。そういった意味も含めてなのですが、今の道州制特区法の枠組みの中では、私ども北海道のみが提案をさせていただける仕組みとなっていて、これに基づいて提案した特定免税店制度、これは関税制度を少し改正する必要があるということになって、今年の自民党の税調では認められなかったわけではありますが、そういう提案もさせていただいているところでございます。こういった面で、地域間の偏在の少ない税制を構築をするということと併せて、それぞれの地域内における経済力を高めるというか、税源を涵養するというようなことも重要な点だというふうに思っているところでございます。

もう一つだけ申し上げれば、第三のところでは、これは道州制特区法についていろいろな議論があらうかと思います。前々回、出席させていただき、申し上げたことと重複するのでありますが、この特区法をもっともっと全国で活用していただくという視点を基本法のご議論の中でもぜひ皆様方からいただければうれしいなというふうに思っております。

以上であります。ありがとうございました。

○江口座長　どうもありがとうございました。

それでは、次にお手元の10－2として配付してございますように、堺屋委員より資料が提出されておりますので、これについて堺屋委員からご説明をいただきたいと思います。

○堺屋委員　ありがとうございます。

本日の議題に載っております、議論を進めるために税財政の問題について申し上げたいと思います。

この財政議論の中では、3つ絶対に避けられない問題があります。

第1は税源の配分です。これは税原、taxation fieldでございます。

2番目には起債の問題です。財政には起債がつきものなので、起債をどうするかであります。

第3番目には、現在ある国公債をどうするか、これが一番道州制の抵抗点でございます、これがあるから道州制ができないというのが霞ヶ関のほとんどの人が言うところであります。

この3つの問題を解決しなければならないと思います。

まず第一に、税原の配分でございますけれども、基本思想といたしまして、国、道州、基礎自治体に課税対象となる税原を割り当てる。そうでなければ、二重課税になります。この税の源だけ割り当てたのでは二重課税になりますから、taxation fieldを割り当てることによって、二重課税を最小限にしなければなりません。それでないと、課税自主権が全うできません。

2番目に、基礎自治体には十分で安定した財源を与えると同時に、知価社会にふさわしい地域振興が自治体の財源を潤す課税の仕組みを組み込むことが必要です。

現在の制度は工業社会にあわせて、固定資産税の源を市町村に呼べばいいようになっている。これはなるべく工場やダムや鉄道をつけさせるという明治時代の発想でできたものでありますが、これからはちょっと違うのではないかということであります。

3番目に、道州税には十分で成長性のある税源を与え、経済、文化振興を志向するような仕組みをつけなければいけないと思います。

4番目に国でございますが、国は、通貨発行権を持っておりますので、景気変動に対して最も耐えやすい状態です。したがって、変動性の高い税源がふさわしいのではないかと思います。

具体的に言いますと、次に配分の比率でございますが、おおよそ現在地方が6以上の仕事をして中央が4ぐらいの仕事、それにあわせまして、税源もそのようにすべきと思います。したがって、国が3割、道州が3割、基礎自治体が3割、そして道州間調整財源として1割、総税収の分配をその程度にすべきではないかと思います。

昨年度で国税、地方税合わせまして95兆6,000億円ぐらいの税収がありました。これをこのように分けますと、国が28兆7,000億円、道州が28兆7,000億円、基礎自治体が28兆7,000億円、そして調整財源が9兆6,000億円ということになります。これを一応のめどとする。

ただし、昨日も申しましたが、東京をどうするかによって税収ががたっと変わってまいります。それから、税収の不均衡というのも東京を入れるかどうかでがらりと変わってまいります。したがって、東京を仮に国の直轄州とするようなことにいたしますと、この議論に少し修正を加えなければならないかもしれません。

3番目に、国税の根幹は、上の原則から見て法人税にすべきだと思います。現在、法人税は26兆5,000億円、これは国と地方税でございますが、それぐらいがあります。そして、

同時に道州にも基礎自治体にも法人誘致という観点から、幾らか法人を優遇すると税収がふえるという意味で、10%ずつの住民税なり地方事業税なりを残すと、分配するという事にいたします。そうすると、国に入るのが21兆円、そのほかに関税や印紙税収入が国には残ると思います。大体それが根幹になります。

第2番目に道州税の根幹は所得税とします。所得税は個人の所得にかかる税金、これをすべて合わせますと28兆9,000億円あります。そのうちの2割を基礎自治体に残す。これは基礎自治体が税金を払う人を大切にするために、やはりそういう措置が必要だろうと思います。そうすると23兆1,000億円というのが基盤になって、その他もろもろということになります。これに前の法人税の1割がここへ入ってきますから、似たようなところへ来ます。

それから、基礎自治体の根幹は財産税、財産税とは固定資産税と相続税、それから酒税やたばこ税のようなその地域で買ったらいいいという、地域の振興するような商品に課する税金を加える。そういたしますと、自動車税まで入れますとこういう税額になります。これにさきの法人税の1割、所得税の2割を入れますと24兆円ぐらいの基幹的税収があります。そのほか細かい税をずっと足していきまして、それぞれが28兆何ぼ、3割になるようにします。

それから、調整財源は主として燃料税、あるいは炭素税になるかもしれませんが、そういうものを中核として5兆8,000億円ぐらいを税原で負っていくということです。

それから、徴税は、社会保険料その他国の徴収するものは道州で一元的に徴収する。現在の国税、地方税、都道府県税、市町村税と3つに分けて徴収しているのを道州で一元的に徴収して比率、内容に従って国にも基礎自治体にも分配する。これによって、徴税関係の人員が相当に数万人の規模で縮小するはずであります。

3番目、国は国の機能16項目に必要なもの以外は道州に時価で売却をする。

そのまえにⅡですね。

国及び道州の起債は、それぞれの判断によって市場で行う。これは許可制とか、そういうのは一切なし、国と道州は国の判断、道州の判断、それぞれの議会で通ったらできると。したがって、道州債は国は保証いたしません。国のものも道州は保証いたしません。

ここで問題になるのは日銀との調整でございます。これはなかなか難しい問題で、日銀が買いオペレーションをするときにどういう方法をとるかという問題が出てまいりますので、これは国・道州調整会議の議題として日銀にも入っていただくということになると思います。

3番目、国は、国の機能16項目、限定しておりますが、必要なもの以外は道州に時価で売却する。これは旧国鉄を解体したときの方式と同じであります。建設費ではなしに時価で売却いたします。

道州は、道州債を発行してこれを買取る。これによって、公共施設の不公平は解消し、過密過疎、東京一極集中の大幅な緩和になるはずで。つまり公共事業で先行している東

京圏は多くの施設を買い取ることでありまして、かなりの債権を発行することになります。それに比べて過疎地帯、公共事業のおくれているところ、あるいは公共施設の価格の安くなっているところは非常に少なくて済む、これで均衡がとれます。

現在、東京一極集中の最大の理由は公共施設が先にできて、安い時代にできて、そのために負担が非常に少ない。これが東京集中の非常に大きな理由になる。東京に大体ある学者の研究では、年間7兆円ぐらい出ること、過去からの補助金が出ている、そういうことをこれによって一挙に解消をいたします。

現在の国有財産帳簿から見ますと、大体350兆円ぐらいが道州に振り替えるのではないかと、残り350兆円ぐらいは国の債券が残ります。これは国税等の収入によって、将来払っていかねばならないということになります。

上記の残額は国債として国が保有し、国税分から返済することになっています。

道州は国より買い取った資産を基礎自治体や民間に転売することも、みずから運用することも、または廃棄することも、これは道州のものですから自由であります。例えば、国立大学を買い取って私立大学にしてもいいし、廃校にしてもいいし、拡張してもいいということになります。

4番目に、16項目の国の機能のために、国が保有している資産は固定資産税を課します。また、借用しているものについては借用料を払います。これは例えば沖縄の軍事基地、これは国防ですから、国の機能に残ります。それは国が沖縄県、沖縄州に対して借用料を払うということになります。以下、同様のものが国の資産については発生するということがあります。

以上によって、現在考えられている不均衡はほとんど是正されることになります。それに10%の税収の調整金があれば、十分に調整できるはずです。そういうような税財政の仕組みをつくれればいかにかという提案であります。

○江口座長　ありがとうございました。

次に、お手元に資料14として配付してございますように、芦塚委員より資料が提出されております。これについて、芦塚委員のほうからご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○芦塚委員　お時間いただきありがとうございます。では、私ども九州地域戦略会では税財政をこのように考える、ということをご紹介させていただきます。

これは11月の時点でも、この場でご報告をさせていただきましたが、基本は「役割分担を明確にすること」、そして、はっきりと各役割分担を明確にして、「それに見合う税財政をあわせて考えていくこと」です。さきほど、堺屋委員のほうからお話しがありましたけれども、どのような税目が、国税、道州税、市町村税に相応しいか、税の性格、機能面から検討し、割り振ることを現行の税制の中でやってみようということでございます。

また、「税制配分の基本的考え方」としましては、役割分担と税源配分をできるだけ一致させ、国庫補助負担金は極力原則として廃止する、というようなことがございます。あ

わせて大幅な税源移譲を行い、地域偏在性の大きい税目を中心に、地方共同財源を設けるということです。これにつきましては、2ページに記載しております。

次に、皆様もよく言われていて同じお考えかもしれませんが、地方共同財源についてです。今の地方交付税は垂直の税制配分のようなものであり、これが中央集権を維持するための手段、もしくは結果的にそうなっているのであれば、やめる必要があるのではないかと思います。いわゆる垂直調整は極力ないように考えなくてはならないと思います。これが共同財源方式です。

ドイツで行われていますけれども、先ほどお話しがありましたような州がみんな集めて、そして再配分をするというものは、インセンティブを持って税制を上げた州が、貧乏な州に分けるということに文句もあり、非常に不公平を感じる、ということを現地で耳にします。ですから、共同財源は「国による垂直調整」でもなく、また「地方税の拠出方式による水平調整」でもない、それが見えないような形の共同税方式ということができないかと考えます。いろいろな指標によって、地方共同財源を配分するという考え方です。

そして、先ほどの堺屋先生のお話しと若干実際の税の配分は違いますが、配分案として考えたモデルを2ページの下に記載しております。基本的な考え方として、道州には、地方に偏在性が少なく、いろいろな景気等の変動が少ないもの、そしてその役割に見合うものという意味で配分いたしております。共同財源については、中身は多少違いますが、国と同じで所得税、法人税が主体にやっております。役割分担は多少違うかもしれません。一番最後の5ページに具体的イメージを記載しておりますが、それに見合う形を3ページに示しており、これをイメージして私どもで配分してみました。

ここでA案、B案とございますが、ナショナルミニマムについて、私ども九州では年金は国がやることとしています。年金はご存じのように、生涯を通じてやった人に公平に、均等にサービスすべきものでございます。反対に医療保険以下は短期の年間での保障制度でございますので、道州以下でも可能性はあるのではないかとということで2つの案としております。17年度の租税87兆円をもとに、今の考え方で役割分担に見合った配分を行っています。

国税や道州税に税をどう張りつけて、地方共同財源の税源はどうで、市町村ではどうでと、表記の通りにしております。

その結果として、4ページの配分額内訳をご覧ください。先ほど3対3対3対1とありましたが、私どものこの考え方で行ってみますと、現行では国対地方が6対4というのが、A案、B案ともに国対地方がおおよそ2対8ということになりました。これは後ろの役割分担の具体的イメージを見ていただきますと、極力地方がやるという考え方に沿った役割分担でございます。国とも大きく異ならないですけれども、ご紹介させていただきました。

いずれにしても、最初から、税制面をうまく役割分担に合うようにしていただきたいと思います。また、財政調整、水平調整は必ず必要ではないかと思います。よい形での仕組みをつくっていただきたいと思います。

以上でございます。

○江口座長　ありがとうございました。

高橋委員が5時40分で退室されるということですので、地方のというか、北海道の知事として今の堺屋委員、それから芦塚委員の説明をお聞きいただきながら、またご意見をいただければと思いますけれども。

○高橋委員　ありがとうございます。

堺屋委員、それから芦塚委員からのご提言、興味深く読ませていただきました。

それぞれ若干の入り繰りはあるようでございますけれども、共通してご主張しておられますのは、現在分権に向けて国から地方への権限移譲が途上である今ですら、地方のほうが多く行政サービスの提供、すなわち役割を担っているという中で、さらに権限移譲が進んでいくであろうということを見通しつつ、その役割分担に見合うだけの税源というものを地方、道州が持っているべきであるという点においては、共通をいたしておりまして、私自身もそのように認識をさせていただくところでございます。

特にこれからの世の中は私ども北海道の認識としては、道州が主役というよりも、むしろより住民に近いところでサービスを提供する市町村、すなわち基礎自治体が主役であると。そうすると道州のところに権限をとどめておく必要もないので、それをさらに市町村に権限移譲していくということを考えた場合に、この道州制の議論の中の税財政制度としては、道州がどういった税源を持つべきかということとあわせて、市町村との間でどのようにすべきかということもしっかり議論をすべきだと思ふわけでありまして、これは芦塚委員の議論にもございますし、また堺屋委員の議論にもございまして、私も共感をするところでございます。

それから、もう一つのポイントでございます財政調整についてでございますが、昨日も議論があったというふうに事務方から報告を受けているわけでございますが、垂直か水平かということでございますが、本来の分権の趣旨からすれば、当然水平的に道州相互間でやるというスキームを構築すべきというのは、そのとおりだと思うわけでありまして。しかしながら、一昨日河内山委員も首長の立場で同じようなことを言っておられたと記憶しておりますが、そうは言っても実務的になかなか、平等な立場にいる相互の道州間での調整ということについては、実質的な困難も想像される中でどうするかという現実論があらうかと思うわけでありまして。

ただ、その場合も一昨日私が申し上げたのは、やや舌足らずだったかなと後から思っておりますが、別に国を調整の主体として絡ますということの必然性はないのかなと。もちろん今国が、総務省さんが地方交付税制度等を通じて、都道府県間等の財源調整をやっているという現実はあるわけでありまして、ただ白地で道州制基本法というものを考える場合には、水平調整を理想としつつもそれができない場合に、例えば何がしか道州が共通に第三者の中立的な調整機関のようなものを立ち上げて、そこに調整をゆだねるとか、それが語の定義というのはいろいろでしょうが、垂直的な財政調整というものに

なるのか、あるいは我々地方自身がつくった仕組みだから、そういったことも含めて、これは水平的な調整と言うのか、これは定義の問題だと思うわけですが、多分堺屋委員の言っておられた垂直的ということで、国をかます必要がないという点であれば、私も、それが可能であれば、そのような意見に賛同するところでございます。

専門委員会でも、この点についてはいろいろな議論が交わされているというふうにお伺いをいたしておりますので、さらに深い議論をした上で、どこかのタイミングで私どもとして一定の方向性の認識の共有が必要かと、このように思う次第であります。

舌足らずであります、ありがとうございました。

○江口座長 ありがとうございます。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 退席する前にちょっとお聞きしておきたいんですが、そもそも調整する必要性というロジックはどのように考えるかという問題です。

つまり税収がきれいに分けたところでもばらつきが出るであろうから、調整が必要なのであるというロジックが考えられるし、あるいはもう一つこれはぜひお伺いしておきたいんですけれども、仮に税源がきれいに分かれ、その行政サービスを賄うだけの税収があったとしても、なお例えば東京と北海道を比べたら、経済の基盤が違うと、つまり初期値が違うので、その初期値を埋め合わせる財源を例えば時限を区切ったとしても欲しいと思われるのか、例えばEUなんかでも構造調整基金という形で欧州連合が各国に豊かな国から貧しい国へ何がしかの移転をしているわけなんですけれども、そういうものを必要だというふうにお考えになるのか。つまりなぜ調整が必要なのかという点について、ちょっと整理させていただきたいと思うんですけれども。

○江口座長 高橋委員、よろしくお願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。

もちろん理想は先ほど冒頭でも少し申しましたが、それぞれの道州の中で経済的にきちり自立をして、当該道州内で行われるさまざまな行政サービスの提供の財源を当該道州内の税源で賄うというのが理想でありますし、それを目指して我々に限らず各地域は基幹産業の育成であるとか、税源の涵養という努力もいたしており、またここに堺屋委員、それから芦塚委員がご提示された税源そのものについても、少しでも偏在性の少ない、バランスのよいものを充てるということで、今のような格差がない状況に持っていくというのは可能かとは思いますが、多分それでも北海道の知事だから言うのかも、日本一厳しい北海道だから言うのかもしれないかもしれませんが、一定の財政調整の必要性が残るだけの財政力のアンバランスというものは、やはり現実論として考えざるを得ないのではないかというふうには私自身は思っているところでございます。

この点につきましては、地方の、例えば九州の方なり、東北の方なり、沖縄の方もおられますので、そういう首都圏以外の今現に税源が必ずしも十分じゃない地域の方々のご意見もぜひ聞いていただければと思います。

○江口座長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 今、長谷川委員が整理していただいた2つの件について申し上げますと、まず2つ目のほうから、道州発足時に初期値として基盤に差があるのではないかと、これも予想されることではあります。ただ、これは我々地域協議会メンバーがみんな異口同音に申し上げているとおり、道州制に移行する前に極力そこは埋めておくべきだと、差を縮めておくべきだということでありまして、それがうまくやれば、道州制が発足時に初期値として基盤に差があるというのが相当薄れているということは可能だと思います。ただ、その場合でも残る可能性はあるということはちょっと留保しておかなければいけません、むしろ前のほうの税源をきれいに分けた場合でも税収に差が出ちゃうのではないかと、あたりが我々地方としてはやはり気になります。

確かに、各自治体も、それから経済界も努力して、いろいろな形でその地域での経済活動を活発化して、税収をふやそうとか、経済基盤を確立しようとか、してはおりますが、せっかくどちらの案にして分けていただいても、恐らく経済活動に差が出ることは、それぞれ道州が努力をしたとしても難しだろうという感じが依然として残っております。

したがって、そういうときに、だから税収に見合ったサービスをすればいいじゃないかというのも、これは冷たい言い方としてはあり得ますけれども、そういう言い方で、そういう整理で済まされる問題ではなかろうと思うんですね。したがって、そういうときに最終的に整理をすべき、調整をすべき項目というのは余地は残しておくべきじゃないかと、可能性もあるし、べき論としても残すべきじゃないか、こう思います。

それから、垂直と水平の話について、私も高橋委員がおっしゃったとおり、第三者機関をつくって、そこが調整すればいいんじゃないかと、独立させた第三者機関をつくってやればいいんじゃないかという気がしてまして、何も水平で全部処理しなきゃいかんということではないんじゃないかと、こういう気がいたします。

○江口座長 堺屋委員、ちょっとお待ちください。

山下委員、いかがですか。

○山下委員 私も今ある格差が新しい道州制になったときに、さらに拡大するんじゃないかというのが一番の懸念材料です。現在、四国の平均県民所得というのは全国平均の80%台、83%ぐらいだと思いますけれども、これが新しい道州制のもとで縮まることが理想なんですけれども、このままいって初期値がいったん限りなく全国平均に近づいたとしても、新制度のもとでの運営の中でこれが80を割り、70になっていった場合に、果たして住民がそこに残ってくれるかという問題が出てくると思うんですね。そこは水平調整でしっかり調整していただきたいと。

そういう場合に、先ほど高橋知事がおっしゃった中立的、第三者的な機関でやっていただくというのは、非常にいい案ではないかなという気がしております。

○江口座長 ありがとうございます。

篠崎委員。

○篠崎委員 私は現在も、それから道州に移行するときも格差は少し縮まったとしても残ると思っております。その格差を少し歴史的に見てまいりますと、堺屋先生が東京は公共事業の投資で非常な資産を持っているということをおっしゃったんですけれども、私は国の資産といいますか、あるいは地域の資源という意味で言いますと、一番大きなのは人的な資源といいますか、そういったものをこの間、東京一極集中の中で東京は吸収してきたという長い、長い歴史がございます。

堺屋さんのご指摘にあるように、戦時中の国家総動員法の時代からみんな東京へ、東京へ集中していった。特に高度経済成長期には、金の卵と言われた中学校を出た15歳の子供たちがみんな東京まで来たわけです。その人たちが東京を豊かにしていったという経緯、こういう人的な資源を東京が独り占めしてきたということを考えると、私は公共事業の成果の資産の配分だけでは地方との格差をうまく解消できるというふうには思っておりません。

そういう意味で、歴史的な格差をいかに埋めていくかということも考えていくべきではないかと、大変理念的ではございますが、思っております。そのためには、道州間が水平的に調整をするけれども、その水平的な調整の中に、その格差ゆえに今頑張っている道州が大きな財源を持てるんだというのではなくて、過去からの負の格差を調整するという精神を持って水平調整ができればいいのではないかと思います。もしそれが難しければ、私は第三者機関でもいいと思うんですが、そういう理念に基づけば、単なる調整のための考え方とか配分の方法論だけではない、みんな国民が豊かになれるようにという、そういう方式が私は道州の英知で生み出せるというふうに思っておりますので、水平調整を中心に行っていきたいなと思っております。

○江口委員 ありがとうございます。

太田委員、いかがでございましょうか。

○太田委員 沖縄が単独州になった時、全国で一番財源の少ない道州になります。今、長谷川委員が言われたようなことについては、沖縄側としては堺屋委員がだされているものについては、基本的にはいいと思います。ただこちらからお願いしたいことは、小さい州でも道州として成り立つ財源保障が必要であるということだけは考慮していただきたいと考えております。そうでないと財政的に単独州は成り立たない。

ただ、だからといって、いつまでも財源保障ということではなくて、自立するまでの経過措置として必要ということです。国と地方の役割については昨日も話しましたように、自立するために特別制度が必要なものについては、国と調整ができるシステムをつくるのか、そういうことをしていただいて、経過的には最低限単独州としてやっていける財源保障ができるようなシステムをつくらなければ、垂直調整でなくても調整機関をつくらばいいのではないかと考えています。

○江口委員 ありがとうございます。

それでは、鎌田委員、何かご発言ございませんか。

○鎌田委員 先日の税財政の専門委員会で、横浜国立大学の金澤先生が報告をされたのをたまたま聞く機会がありまして、非常に印象に残ったこと、この場で聞かれていた方もいらっしゃるかもしれませんが、２点ほど申し上げてみたいんですけれども、１点はアメリカのことをおっしゃいました。アメリカはご存じのように連邦制なわけですね。本来であれば、小さな政府の言ってみれば最たるものだというふうな、特に日本ではそういう理解があるわけなんですけれども、統計的に見ると、数字で見ると、金澤先生のお話ではいわゆる東西対立の冷戦時代には、確かに軍事力が突出していたと。ところが、冷戦終結後というよりも、その前後からになるんですけれども、実は非軍事の支出がかなりの割合を占めていて、その多くが医療であり、福祉であり、教育であるということをおっしゃったんですね。つまり日本で理解されている以上に、アメリカの連邦政府は州以下の地方に対してさまざまな形で支出をしているということをおっしゃいました。

それと、もう一つはヨーロッパのＥＵの先ほどもちょっと構造危機のお話がありましたけれども、ＥＵの全般的な国々の考え方としては、むしろ地域の自立は国レベルで行政責任をきっちりさせるんだというようなこと、それが了解になっているということをおっしゃってありました。

私なんかは素人なんですけれども、財政の３機能というんですか、所得再分配の機能を含めたことかと思いますけれども、要するにこれはアメリカであれＥＵであれ、国が責任を持つんだという考え方がいわゆる今の世界的な流れなんだということをおっしゃっていて、特にアメリカのことに關してはなるほどと、初めて聞く話ですので、非常に新鮮だったんですが、これは今議論していることにもかかわることなんです、これはどなたかお考えがあれば、私のほうからお伺いしたいんですけれども、例えばアメリカの３大自動車メーカーが連邦政府の財政支援を受けると、これは日本が道州制を導入したときには、国にはそういう金を今の議論では出さないよということを前提にすれば、それぞれの道州政府がやらなきゃいけないのかなという感じもするんですが、それでいいんでしょうかということと、特にオバマ新政権、今政権準備中なんですけれども、公共事業の大増発をしようとしているわけなんですけれども、こういうことをこれは単に百年に一度のことだということでは済まないんじゃないかなと。前々回からずっと堺屋さんもお指摘されて、私も気になっている国の役割にも実はかかわってくるかなということなんですけれども、いずれにしても私が申し上げたいのは、水平というのは高橋知事も理想ですというふうにおっしゃっていて、それはそれとしても、地域では今特に疲弊していますので、関心がある事項なんです。

去年、高橋知事と一緒に札幌のシンポジウムに出席させていただいて、つい先日、沖縄のシンポジウムに出席させていただいたんですけれども、北海道も沖縄も似たような状況と言えそれはそれまでですけれども、物すごくそういうことに関心があるんですよ。ですから、今議論していることというのは、本当にそれぞれの地域の住民の方々、あるいは企業の方々が関心を持っていることですので、そういう意味ではもう少し、あるいは場合

によっては段階を踏んでもいいのかもしれませんが、中長期、あるいは現実的な状況に関してはどうするというようなことも、もう少し考えたらいいいんじゃないかなというふうに思います。

○江口委員　ありがとうございます。

どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員　最初に質問した調整がなぜ必要かということに関しては、高橋知事以下、皆さんのご意見と私も大体同じでありまして、1人当たりGDPを考えたときに、ある道州が高い成長率を持っていて、別の道州が低い成長率を持っていたとすると、10年、20年たっている間に大変な格差が生じる兼ね合いがあるんですね。

そのときに、さて国として格差を放置することが許されるのかということを考えると、それはなかなかそうはいかないんだろうなと。つまり日本の中に貧乏な道州と豊かな道州がいつまでもそれを放置するということはできないだろうなと思うんです。

そうすると、何らかの所得再分配の方法をあらかじめ組み入れておく必要があるというところまでは、私もそのとおりだと思うんですが、さて、ではそれを国税を得た国がやるのか、それともルールさえ決めておけば、10なら10の道州の話し合いでできるのかどうか、その辺は必ずしも国なるものが権限を背景に調整しなければ所得再分配機能が機能しないということになるのかどうかは、私はちょっと疑念があって、ルールが大事なんじゃないかと思います。

○江口委員　堺屋先生は、もう一人金子委員のそれを全部受けて30分ぐらいお時間を差し上げますので、お話しください。

○金子委員　伺っております、水平調整が基本的に欲しいと、これはまずわかりますね。

次に、それでは垂直調整というものですが、それは法律をつくるという意味での垂直調整なのか、あるいは現在交付税制度があるように、国の役人が鉛筆をなめなめ調整する制度を残すのか、そういうのでは大きな違いがある。その辺の議論をこれからしなきゃいかんと思います。

それから、もう一つの観点は篠崎委員がおっしゃられましたように、既に60年とは言いませんが、少なくとも高度成長が終わりかけた70年代以降の国政によりまして、現在の著しい格差が生じてしまったという歴史的経緯がありますから、その間国がそれを怠っていたということがあるわけで、これの埋め合わせというものは道州制をつくるまでにやっていかなければならないし、それまででは間に合わないから道州制をつくった後も当然ながら一定の制度によって、それが毎年補てんされていくというシステムを構成しておく必要があると、こういうふうに思います。

ただ、そのシステムの問題ですけれども、今度は道州が集まってつくる、あるいは国家がつくる、どっちなんだという話になってきますが、ほっておいても現行憲法下においては国に権限がありますから、法律をつくることによって、いかようにも変えていけるわけです。現に地方自治法を見ればわかるがごとく、あらゆることが毎年のように改正されて、

いろいろなことが行われてきているわけでありまして、これは恐らく道州ができれば、この傾向はなくなると私は思います。

そうしますと、必要になってくるのは、国が法律をつくる時にまず政治家を信頼しなきゃならないということがありますが、その政治家が官僚と結託して国民に背を向けるということもままあったわけだし、歴史上もその軌跡はあるわけですから、それもまた将来ないという保障はどこにもないということでもありますから、法律をつくる場合に一定の限定をする、あるいは監視をするというシステムが必要だろうと。

それは理想的に言えば、参議院を改正するということになるわけですが、参議院改正ということになると憲法改正につながってくる。恐らくフランスでは、82年にミッテランの地方分権法ができてから、次に2003年には憲法改正をやっておりますから、その経緯から考えると日本も多分そういう形で是正されていくであろうと、またそうしなければならぬということとはわかるわけですが、当面道州制発足の当初にどうやっていくかということになると、そこまでは望めないということになると、それをどういう構築をするかは、あと私は政治の世界に入ってくると思います。それは10年先の話だろうというふうに思うわけです。

○江口委員　ありがとうございます。

もう一つ堺屋委員からまとめて説明をしていただく前に、河内山委員のほうから資料が提出されておりますので、事務局、杉本参事官のほうからちょっとこれを読んでいただけますか。資料10－1でございます。

○杉本参事官　それでは、資料10－1をごらんいただきたいと思います。

読み上げさせていただきます。

道州制ビジョン懇談会における議事の確認について①

道州制ビジョン懇談会委員・柳井市長　河内山　哲郎

会議に出席できませんので、ぜひ懇談会席上で意見を読み上げていただきますようお願い申し上げます。

1　議事運営について

道州制ビジョン懇談会において、道州制基本法の骨子を取りまとめるよう議論が急展開した12月1日の懇談会での出席者は13名の委員中6名、座長の意向で事前の日程調整もなく設定された22日の議論でも出席委員は6名（途中から5名）、昨日の懇談会では協議会の委員を加えても24名の委員中11名といずれも極めて少数の委員で議事が行われています。また、22日にも申し上げたように、ずっと欠席が続いている委員、辞められた委員が増えてきています。幅広い国民的な議論を巻き起こすという懇談会の本来のあり方からして、誠に憂慮すべきことと考えています。

そもそも基本法案の骨子の取りまとめを急遽行うこととなったこと、年末に集中審議と称して4日間連続で会議を開催することは、私も出席できなかった12月1日の会議の場で少数の出席委員の都合のみを考慮して決められたことです。年末は都合により欠席せざ

るを得ない場合もあるのですが、だからといって会議の運営や方針に関わる重要事項の決定を出席委員に包括的に委任したつもりはありません。懇談会に配付される資料についても、事前に送付されることなく、突如懇談会当日に配付され、その場で結論が出されてしまい、既定路線となってしまうことがないか大変心配しております。

こうした中で、今回の集中審議が進められることは、委員の発言権を封じることにもなりかねず、座長の運営に大きな疑問を持たざるを得ません。今回も、大切な税財政の議論だというのに、当事者である市町村の立場として会議に出席して、みなさんのご議論を踏まえながら実情をお話ししたり、的確に意見を申し述べる機会が与えられないことには大きな不安を覚えております。

2 国と地方の役割分担について

22日の懇談会では、中間報告の中で、国の役割は16項目に限定されているかのようなご発言がありましたが、これは客観的な事実ではありません。そもそも、中間報告に記述された国の役割は、堺屋委員が一度意見を出された後、なぜかほぼそのまま座長の案の中に入れられ、内容についてあまり議論をする間もなく中間報告に書かれたものであり、私も最初から憂慮しておりました。ただ、文章の最初に「国の役割は…限定する。」と書かれているものの、その段落の最後に「…の16項目を基本として検討する。」と書かれ、その前の16項目が検討のたたき台であるとされていた点、「ナショナルミニマム…については、十分な議論をおこない、基礎自治体と道州が果たすべき役割と、国が責任をもつべき部分を検討する。」と書かれており、憲法にいう法の下での平等やナショナルミニマムといった点は国も地方自治体も協力しながら進めようと言われていた点を踏まえ、ギリギリの思いで取りまとめに合意したものです。

仮に、この記述を前提に国はこの16項目以外には一切役割を果たせないとするのであれば、それは「連邦制」の国家であり、そもそも私はこの中間報告にも反対せざるを得ません。

3 税財政制度について

税財政制度の問題については、12月15日の税財政専門委員会からの報告にもあったとおり、親会議から示された日程を念頭に専門家によって議論がされることとなっています。つい先日、約1年間の日程案まで示して、十分な議論を依頼したのは座長ご自身であったと記憶しております。こうした中で、親会議として議論を行うとすれば、専門委員会から求められている国・道州・基礎自治体における具体的な権限、役割分担等を詰めて、それに見合った税財源の規模や種類を考えうるようにすることだと考えます。また、その際には、専門委員会からも要請があったとおり、いわゆる東京問題についても一定の方向性を出さなければいけないと思います。今後は、最終報告に向けてこうした残された課題を一つ一つ議論していかなければならないと考えます。

4 財政調整について

税財政専門委員会における、一つの大きな論点が財政調整の問題であり、今後、具体的

なシミュレーションも含めて、詳細な検討が行われるものと思われます。私たち親会議がすべきことは、先ほども申し述べたとおり、専門委員会から求められている疑問に答えることであり、その審議を混乱させることではありません。

また、一つだけ私の基本的な考え方を申し上げれば、住民生活に最大の責任を持つ基礎自治体の責任者としては、住民の最低限の生活の保障、法の下での平等が守られる財政制度でなければ許されないと考えています。先般、堺屋委員の要求に基づいて提出された地方税の偏在度を示す資料を見ますと、税の偏在度の小さな地方消費税（精算後）でも1.8倍、固定資産税で2.2倍、税額の大きな個人住民税では3.0倍の格差があります。つまり、いくら地方税の税目調整を行ったとしても、税制だけでは2倍以上の格差が生じます。しかも、これは都道府県間の比較の結果です。市町村ごとにみれば、さらに大きな格差があることは間違いありません。「だから課税自主権を十分に与えるのだ」とおっしゃられる方もいらっしゃいますが、それは現実をご存じない方のご議論だと思います。課税自主権が発揮できるのは、また地域間競争で税率を下げられるのは、決まって税源が十分にある東京を中心とした大都市圏なのです。地方にはこうした税源も自由度もありません。

こうした現実の中で、理念的には水平調整を指向するものとしても、実際に行政を預かる身としてはお金持ちの自治体との話し合いで現状以上の財源を確保できるとは到底思えません。特に、現在のような未曾有の財政危機に直面し東京都の税収も激減する中で、「それでも東京都は裕福なんだからもっと苦しい我々にさらに多くの財源を回してくれ」と声を大にして言ったとしても、本当に今回のように1兆円の交付税増額が確保できたでしょうか。実務を預かる責任者としてはとてもそうは思えません。

わが国の実態を踏まえて、住民の最低限の生活保障をしようとすれば、水平的な財政調整ばかりでなく垂直的な財政調整ができる機能を国の機能として残さなければならないのは当然のことだと思われます。こうした現実への効果的な対策を示した詳細な制度設計もなく、単に理念のみで、垂直調整をやめると決めることは断じて許せるものではありません。

国の役割として、現在の16項目のほかに、地方自治体間の財政調整という項目を追加することを強く求めます。

以上、意見を申し述べます。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上です。

○江口委員 どうもありがとうございました。

こういう意見も出ているということを踏まえて、堺屋委員のほうからずっと今、委員の先生方にいろいろとお話をお聞きしましたので、堺屋委員へのご質問が多かったと思いますので、よろしくお願いいたします。

○堺屋委員 道州間の調整が必要であるというのは、単に道州間の税収に格差があるというだけではありません。その根底に経済構造の差があるということを考えなきゃいけないと思います。

まず、第一にこの調整の必要性というのは産業構造の格差。

2 番目には特に日本においては住民の年齢構成の格差、これは考えなきゃいけません。

それから、3 番目には先ほども申しました公的施設の先行性とおくれ、巧遅性、これも埋めるということも重要であります。

それで、4 番目には全国への貢献度、これは例えばエコロジーで緑地を維持している、山林を維持している、水源を維持している、あるいは防衛とか国の仕事に役立っているというものにはそれだけの財源といいますか、与えなければならないと思います。

問題は今の河内山委員のお話にもございますように、東京は金持ちだから金出せ、そしてどこそこへ渡せというのは無理だと思いますね。だから、税原、taxation fieldとしてこれは調整に充てる税源だということを最初からとっておきまして、それをこういう産業構造でどうだ、年齢構成でどうだ、あるいは設備の先行性でどうだというような基準指数をつくって分けるというのが一番いいだろうと思います。

それから、鎌田委員から出ましたビッグ3の救済の問題、これはこういうことが起こったときにこれを16項目の中の国家的プロジェクトとして認定するかどうかの問題なんです。そのためにここに国家的プロジェクトというのがございまして、もしこれが国家的プロジェクトとしてこの産業、この会社、あるいはこの集団を救わなならんという決断が国会でなされたら、それは国が出動することができるだろうと思います。その辺はあえて国家的プロジェクトとか大規模災害を国の仕事にした理由なんです。その柔軟性はとれると思います。

それから、連邦制ではないかという意見がよく出るんですね。政治学で連邦制というのは決まっているんですが、これはそもそもは州が、地方が独立しておりまして、地方の独立している主権を中央の連邦に対して委託するという概念から始まるんですね。

アメリカは今は大分姿が変わっておりますが、本来はジェファークソン時代の委託の理論から発達しています。したがって、国の政策に地方が関与できることがあります。例えば、アメリカでございまして、上院議員2名ずつ地方が出しまして、各州が出しまして、これが外交とか何とか国の仕事に先議権を持っているというようなところがあります。

我々のずっと出しております案は、外交とか防衛とか通貨とか何とかは国の専権でありまして、道州の意見を聞いて代行するということにはなっておりません。したがって、これは連邦制ではないと私は思います。その意味で、今の憲法と相反するところはないだろうと思います。

そういうような観点から、この財政調整は必要なんです。先ほども申しましたように、国の債務をだれが受け取るか、実を言うとこれが最大の問題なんです。そうでないと、日本の道州制だけして国税を減らして、国債をそのままにしておいたら、この国債は収入がないわけですから、たちまち信用がなくなりますから、だからこれをどう分けるか。

それで、例えば先行している東京周辺がたくさんの国有財産がある。それを引き受けたら負担が重くなります。ちょうど東海J Rがたくさんの負担を受けたと、もって九

州ＪＲは少なかったというのと同じになんですね。

けれども、それでも九州ＪＲ、北海道ＪＲはなかなか黒字になりません。したがって、調整財源という特定の税、私はそれは燃料税がいいんじゃないかと、炭素税がいいんじゃないかと思うんですけども、それはまた別の議論であります、議論していただきたいところではありますが、そういうものをもって調整をすると。年齢であるとか産業構造であるとか、あるいは全国的貢献とか、そういうような形で割り振っていったらいいのではないかと。

水平的調整という、だれかがどこかの道州が拠出してどこかに道州に渡すというふうにお考えのようですけれども、初めから道州間調整財源を確保しておけばかなり抵抗はないのではないかと。

必ず大事なところは、この税の分野はどちらの税であるか、決めておかないと、例えば所得税に国もかける、道州もかける、地方もかけるとなると困るんですね。税金は必ず税源の名前をつけるというのが原則なんです。所得税とかガソリン税とか、あるいは法人税とか、税源の名前をつける。時々福祉税をつくれという人が出てくるんですが、福祉税とか戦時何とか税というのは、これは非常に悪いことでありまして、目的の名前をつけちゃいけないんですね。それをつけるとtaxation fieldが重複します。だから、必ずフィールドの名前をつけることになっています。

それと同じように、この分野については国がかける。例えば、法人税は国がかける。所得税は道州がやる。財産課税は基礎自治体やる。これを明確に分けておくことが非常に重要だと思うんですね。それで、もしあれだったら、法人税の４分の１、あるいは20%、10%、パーセントはいろいろですが、それは道州に移管する、配分する、交付税にするというような仕組みにして、その交付税の範囲内で引き下げることができる。うちは10%じゃなしに8%しか要らんという道州があれば、その道州は減税をして企業誘致に貢献することもできると、そういう仕組みだと思うんですね。そうすると、道州間の競争というのが出てくると思います。

それから、もう一つ将来こういう制度をつくったけれども、どんどん開いて、豊かなところと貧しいところと差がどんどん出てきたらどうする。その理由にもよるんですが、道州間の善政競争というのがあります、できるだけ産業も発達し、人々も喜び、人口もふえるように競争しろというところがありますから、下手なことをしたら金をもらえるというのは、ある程度歯どめが要ると思うんですね。だから、その辺はどう考えるか、これからきめ細かく考えないかところだと思います。

○江口座長 堺屋委員の２ページで、Ⅲの（３）で、「道州は、国より買い取った資産」ということですが、国債も買い取るということになるんですか。

○堺屋委員 いやいや、国は国債を発行していますね。これは返さないかんでしょう。それで、国有財産を道州に売るわけです。道州は道州債でこれを買うわけですね。

○江口座長 そうすると、道州は借金するということですか。

○堺屋委員　そうです。道州は借金して国有財産を買います。

○江口座長　しかし、その国有財産を買って、そしてそれがここに書いてあるように転売とか運用とかというような、それがうまく転売できればいいですし、あるいはまた運用できればいいですけども、できない場合もあり得るということはどうなんですか、佐々木委員。

○堺屋委員　それは、だけれどもそれをしてもらわないと国は国債を返さないかんわけですから、国が税源を分けて国債だけ残ったら国債は信用がなくなって、たちまち取りつけないになりますから。

○江口座長　おっしゃることはよくわかりますが。

○堺屋委員　したがって、今の国鉄をやったときと同じで、国鉄を解体して東日本、西日本、東海に分けたときには、この資産は東海が買い取る、この資産は東日本が買い取る、その中にはすぐ廃線にしたものもたくさんあります。あっても、それはこの範囲内のものは買い取ると、こういうようにしたからできたので。

○江口座長　でしょうけれども、ただ恐らく国民の方々はこのようなそのやり方、表現というか、そういうことになってくると、確かに国の言ってみれば国債は返さなければいけないということは、それは事実ですけども、国民にというか、それぞれの道州、地域民に国債を押しつけるのかというような、そういう意見も出てきて、国はすっきりするけれども、道州は今度いろいろ資産を引き受けたりして、それを道州債を発行したり、転売したり、運用したりというようなことで、これはかえって道州に負担になるんじゃないかと。

○堺屋委員　もちろん負担になります。負担にならないと、道州に負担になるから均衡するんですよ。だから、たくさんの国有財産が行われたら、つくられているところは負担を持たないと、いつまでたっても東京ばかり有利なんですよ。

○江口座長　政務官、どうぞ。

○松浪政務官　堺屋先生の今の点、座長おっしゃるように、国民が非常に懸念を持つということはあると思うんですけども、旧国鉄方式とここに書かれていますけれども、そういうことであれば、サントウ会社に対するこうした優遇というものも十分考えられるわけで、そうした点の国民が安心できるような、はなからそれはＪＲ東海、西日本と九州、四国が真っ向からやれるというわけではないので、その点をうまくやったからこそ、私は国鉄の解体というのはあったのかなというふうに思っておりまして、これを国鉄になぞらえますと、こうした道州に対するそうした措置というのはどういうものが考えられるのでしょうか。

○堺屋委員　国鉄の場合は基金を積んでしたんですが、それがまさに道州間調整財源として留保している１割なんです。これで過疎地帯で税収の少ないところには、この１割から手厚く提供する。自立性のあるところは、そこは要らない。これを特に産業構造と年齢構成と公共事業のおくれと、それから国に対する貢献度、この４つを尺度にして提供すればいいと、こういうことです。

○江口座長 もう一つですけれども、3・3・3・1というこの割合をめどにするということで、めどですからめどでしょうけれども、めどはめどでしょうけれども、こういうふうに要するに国に必要な額、道州に必要な額、基礎自治体に必要な額を先行すべきであって、割合を先行すべきではないんじゃないんですかね。

○堺屋委員 それはおっしゃるとおりでございまして、芦塚委員の案ではその点は国は17ないし25%という案が出ております。これはもっと綿密に計算して出す、そのために3年ぐらい調査会を開いたらいいと思いますが、これはあくまでもめどです。

○金子委員 その率の問題ですが、やはり先行すべきことは国がどういう役割を持つ、地方がどういう役割を持つ、その役割を精査していきますと、この仕事には幾らかかると、この仕事には幾らかかる。そこから例えば1割引とか2割引とか、何か計算をかけることがあったとしても、ともかく一応この仕事にはこれだけ、この仕事にはこれだけというのがわかってこないといけませんね。それをわかった上で、その総和としてどのくらいの割合になるかで、後から割合は出てくるんじゃないでしょうか。

○江口座長 おっしゃっているのは、3・3・3・1を出すことが何かちょっと誤解を生むんじゃないかというか、実態に即さずに、ただそういう金額をずっと、しかも28兆7,000億円がずっと並んでいますから、これにあわせるように国が仕事をつくるとか、道州は仕事をその中におさめ込んでしまうとか、基礎自治体も抑え込んでしまうとかというような、これは佐々木委員、いかがでございましょうか。

○佐々木委員 全く同感でありまして、先ほど芦塚委員も言われましたし、我々は前々から私もこの会議に最初に参加させていただいたときに、ごあいさつでも申し上げたと思うんですけれども、まさにその役割、そしてその役割の具体的な行政サービス、一体何があるかということを精査すべきだと思うんですね。

それで、昨日私も丹羽委員長のところでの作業のことも申し上げましたし、政務官もそれを引き取っていただいて、10万件と言われましたか、1万と言われましたっけ。

○松浪政務官 1万。

○佐々木委員 1万でしたね。1万を精査していると言われたわけですが、そういう作業を税の基本委員会とか、例えばほかの委員会での議論と並行して、この委員会、このビジョン懇で大ざっぱにスクリーンする必要があると思うんですね。それをやらない限り……。

○金子委員 それに関連しまして、分権改革推進委員会が今非常に精力的にそういう作業をしていますね。しかし、あの作業をしていきますと、先が見えてくる。今は都道府県に渡そうとしています都道府県に渡すものは、かつて戦前に都道府県にあったものを戦後、広域を理由に召し上げた、そういうものと、基礎自治体に移す部分、なら返せるかなということはあるが、それ以外の国が公益的観点から、あるいは国家的観点からやっている仕事を今の都道府県47に分割できるはずない。

ですから、役割分担を分権改革推進委員会がやっていけばいくほど、壁にぶち当たると思います。そうすると、その壁を越えるためにはどうするかということ、道州制というもの

を視野に置かないと考えられないということになってくる。それを、その作業を恐らく分権改革推進委員会のほうでも、早晚やらざるを得なくなるだろうと思います。だから、それをやるのを見ていくと同時に、我々も並行してそのことは考えなきゃいけないだろうと思いますから、私はその決着をつけるには2012年、私は内政基本法と書いていますが、そこではっきり決着をつけて、こういうふうに地方と国は分かれるんだということに決着をつけ、以後の実行に資することができればいいなと、こう思っているところで、今ここで決まることは期待できないと考えています。

○佐々木委員 分権委員会でスクリーンされている内容がどうかと、どのくらいのことをやっておられるかというのは、実は正確には私も知りません。ただ、国がやっている仕事のかなりの部分を分析されていることは事実だろうと思います。それはこちらで考えている国のやっている仕事の範囲とも余り変わらないんじゃないかと私は思います。したがって、それを参考にしない手はないと思うんですね。ですから、そういうのを参考にしながら、こちらでも精力的にやるべきだと私は思っております。

○江口座長 長谷川委員、先にどうぞ。

○長谷川委員 すみません、ありがとうございます。

借金をどうするかという点ですけれども、ここに国の財務書類を持っていないので、うろ覚えですけれども、今国は資産負債差額は負債超過300兆ぐらいだと思うんですね。堺屋先生の案で、道州が国の資産のうち一部をそれに見合う道州債で買い取るとなると、道州のでき上がったバランスシートは資産負債がイコールになっていますよね。つまり国の負債差額、今ざっと300兆あるとして、その負債差額は国が全部持ったまま資産だけを切り離し、道州は道州でバランスしているわけですが、そうすると国は資産に対して負債超過額が過大になりますよね。

○堺屋委員 今と。

○長谷川委員 だから、資産に対して、資産は減るわけだから。

○堺屋委員 そうです。資産に対してというか、債務超過になっているから、そのままですよ。

○長谷川委員 債務超過額は変わらないけれども、僕はそれは債務超過額も実は道州に渡さないと、国は資産に対して債務超過額が過大になるために、これは国はもちろん猛反対するに決まっているし。

○江口座長 堺屋先生、ちょっと待ってくださいね。

鎌田委員、どうぞ。

○堺屋委員 ちょっと長谷川委員の話を最後までやってください。

○江口座長 どうぞ。

○長谷川委員 でありますから、私の結論は負債超過額の300兆も道州に渡す資産見合いで道州に渡すべきだと思います。

○江口座長 鎌田委員、よろしいですか。

○鎌田委員 松浪政務官が先日分権改革推進委員会の議論についてお話しされたことで、先ほどの佐々木委員のほうからのご指摘があったんですけれども、私は基本的には今ある、今県が持っている仕事に対して国があれやれ、これやれと口出しをしている、それを法律に基づいて数えたら1万件あったと、それをこれは要るか要らないかと精査している作業ですので、ここの道州制の議論と直接かみ合うわけではないのかなというふうに考えています。もちろんその話を聞くということもあっていいと思いますし、いろいろ分権改革推進委員会、分権とどう絡むんだという、そういう議論がこの間からずっと出ているわけですので、分権改革推進委員会がどういうことをやっているかというのを聞くという意味では意味があるのかなと思いますが、それが1点です。

それから、もう一つ佐々木委員のほうから今もご指摘がありました、要するに国が何をやるんだと。つまり堺屋さんのようにきれいに数値を当てはめても、要するにそれが国がやる仕事に見合ったものなのかというのを考えるほうが多分先だと思うんですね。そのところの議論がこの間からさんざん申し上げているんですけれども、落ちたままですね。

今日、河内山委員からも強い指摘がありますけれども、私も全く同感ですけれども、国の役割が16項目に限定されているというのは、これは私は再三申し上げますが、例示だというふうに理解しておりますので、もしこれで限定するんだよというのであれば、もう少しきっちり詰めた議論をすべきです。この16項目で仮に限定された暁に、国が必要なお金というのはどうなるんだというのは、多分出てくるとは思いますけれども、少なくともそういう作業というのはここで我々としてはやるべきだというふうに考えています。

ですから、堺屋委員は本当に毎回、毎回非常に微に入り細をうがった細かなメモをご提案をさせていただいて、私も後日またゆっくり拝読させていただきたいとしたいと思いますけれども、ただ申し上げたいのは、例えば国の役割を限定すると、それで3大自動車メーカーに対するアメリカの連邦政府のような財政支援が国家的プロジェクトの中に入っていますからこれでやれますよと、多分そういうものではないと思うんですよ。つまりそういうことでは、多分国民はとても道州制なんていいねとは言わないと思いますよ。

国自体ががたがたになりかねないような状況のときに、まともに国がきっちり財政支援に乗り出しができないような、そういう仕組みを設計して、それで国民が納得できるとはとても思えません。ですから、そういう非常に原理的なところが河内山さんも申し上げていますし、私も先日ご指摘しましたけれども、連邦制じゃないんですかと。ですから、政治学的な定義に関しては、先ほどもいろいろ教えていただきましたけれども、そういうことではなくて、もう少し国の役割に関して、例示にしる何にしる項目を列挙しているわけですので、それに沿って議論してみたらいかがですかと、そういうことを強く申し上げたいと思います。

○江口座長 ありがとうございます。

政務官からご発言を求められておりますので、それを聞いていただいて、堺屋委員、ずっとまたご返答をお願いします。

○松浪政務官 堺屋委員のこの3割、3割、3割、1割というのは、私も先ほどから申し上げているように、頭の体操としては、私は間違った数字ではないんではないか。といいますのは、芦塚委員が提出されておりますものも、ちょっと違いはあれ、やはりこれに近いと言うと数兆円違うわけですから、我々はわかりやすく議論を目指していくためには、今でも3割自治が4割自治になっただけでありまして、それに比べれば、この図のほうがよほど現実には合ったものなのかなというふうな考え方もありますので、当然これを3割に分けたらこういう程度になります。先ほど芦塚委員ご説明いただきましたように、その合わせて、これを基本としてどっちにいくかという、プラットフォームとしてまず考えるべきなのかなというふうに思っております。

そしてあと、1万件以上の今回の精査ということでもありますけれども、今回の地方分権推進委員会のほうであった議論というか、今回の結果で言えることは、1万以上これを精査したということで、都道府県の枠組みでの限界というのもこれで見えただろうと。ですから、これだけ多くの事業を我々が、内閣府の中の組織が膨大な作業をやったということは、これからのストックとして私はすばらしいものであろうと。今の枠組みで分けられるもの、そしてもし、それを今精査したものがあるのであれば、これをもとに、今後道州というものを見据えて、どのように可能性があるのかということを見ることのできるだろうと。

私も今回、道州、振興局のほうはほとんどの局が入りました。北海道開発局がどうして入ったのか、沖縄開発局がどうして別なのかとか、そういうところはちょっと私も疑義のあるところがまだありますし、それに厚生局と労働基準局がどうして一緒になったのかと。労働基準局は、はなから今都道府県単位でありまして、この親和性というのはただ単に、私も厚生労働省にありました関係で、これが合っているのかどうかという議論はあるんですけれども、非常に私、わかりやすいなと思うのは、9州のモデルの中で、国と共有税の問題と道州、市町村と分かれておりますけれども、これにプラスして、自民党の場合は国家プロジェクトとは何であるかという議論を始めております。

ですから、我々も国家プロジェクト、当然この16にプラスして、国家プロジェクトというのはどうあるべきなのか。特に安全保障、それから金融危機、こうした国家の屋台骨を揺らす問題については、各道州でざっと話をまとめるというか、国に対しての、国としてまとまっていこうという同意をする体制というのが必要なんじゃないかなというふうにするわけでありまして、政治というのは、やはり最初にこれぐらいという適当、適当と言ったらなんですけれども、3割自治は逆だろうというところがあるわけですから、目安として、こういうところから精査しましょうというところで、十分納得のいくものではないかなと。

あと、昨日この会が終わった後に、ちょっと話はもう一つ別のほうに行くんですけれども、広域連合の問題等が結局関係してくるわけでありまして、今の広域連合の仕組みというのは非常に問題があるものなので、この広域連合というものを、道州制の途中に考えて

改変すべきなのかなどなのか。広域連合で果たしてこれで受け切れるかどうか。やはり河川の問題等になりますと、議会等を通して、やっぱりしっかりした機関でやっていただきたいとなると、道州のほうが当然すっきりするわけですから、それに近い正当性を例えば道州制に移る過程として、広域連合を本当に道州制のレッスン１、２として入れていけるのかどうか。そういったことも含めて、税財政でありますので、まずはこの３・３・３・１とか、９州案とか、こうしたたたき台でイメージができてくるというのはすばらしい。そしてまた、鎌田委員おっしゃったように、我々は１万以上のものを精査したというストックをやっと得たわけですが、これを利用して、今後の話し合いに流していただきたいというふうに思います。

○江口座長　今のそれぞれの委員の方々のお話、ご質問もありました。堺屋委員、どうぞ。
○堺屋委員　鎌田委員のおっしゃるとおりでございまして、前々回、国の役割を議論するために、事前に通知を座長のほうからいただいております、それを議論する会だったんですが、手続論に終始しまして、その議論ができなかったんですね、あの日。あと２５分なんてなりまして、結局できなかったんですが、私ももちろんそれは一番大事なことで。だから、第１日目に座長が置かれたんだと思ったんですが、ちょっと違う議論ばかりになって議論ができなかった。

ただ、中間報告に書いてありますのは、この限定という、これ限定しないことには、国の役割がはっきりしないんですよ。だから、国の役割はここまでで、中間報告には、年金や保険の面についてどうするかという疑問も書いてあります。それは、河内山委員の指摘するように、そこは議論しなきゃいけない。

私は、前々回、それを議論するんだろうとこう思っておりましたが、できなかったんで、今度正月明けにでも、また座長に日をとっていただいて、もうちょっとといいますか、うんと資料等も整えていただいて議論をしてと思います。

ただ、問題は私たちが今やろうとしているのは、基本法なんですね。基本法の範囲でどこまでそれは詰める必要があるか。どういう手続で、どういう期間で詰めたらいいいと決めればいいのかであって、基本法の段階で全部詰まるはずはございません。１年やそこらで詰まるはずはございません。だから、ここで言うのは、こういうことをめどに、基本法でスケジュール法をきちんと定めて、この期間でこういう方向でこれを実現しますということ、だから理念の中で必要な、概念の中で必要なことだけは要りますから、国はこんな限定するんだなという概念は必要だと思います。

実際に、１万と今おっしゃったけれども、本当にやるともつとあります。それはやっぱり３年間、そういうようなそれだけの調査会なり、委員会なりをつくって研究してもらう。財政の問題は、今度それに見合っつくらなければいけませんから、それはまた財政をきちんと税財政をするまた次の委員会。全部で１０年ぐらいかけてこれができると、そういうスケジュール法をつくるというのが基本法ですから、その点をご理解いただきたいと思うんですね。だから、国の形はこんなものですよということなんです。

それから、今、3・3・3・1というのを出しましたのは、十分な財源の道州と基礎自治体に与えるとするれば、こんな案もありますよという例示でございます、これは。これは限定であります、例示でございます。いろいろな案がありまして、とにかくそれは大問題ですから、もっと5年ぐらい先に決まるだろうと思うんですね。まず国の仕事を、その仕事に見合った国のやるお金というのを決めて、それにふさわしい税金はどの種類か。

ここで私が言いたいのは、taxation fieldをはっきりすることが必要だと。そのときには、地方自治体が新しい社会で経済、文化の成長に資するような、そういうすると税収がふえるような、そういう仕組みをつくるべきですよ。国のほうは、発券権がありますから、かなり波動の大きなものでいいんじゃないでしょうかと、こういう税の種類をどう見るかということなんです。

○江口座長 どうぞ、佐々木委員。

○佐々木委員 今までの話を伺ってきて、私の頭が多少混乱してきております。というのは、何となくこのばたばたと前倒しになった工程というのが、私の頭の中では、このビジョン懇の最終答申も含めて、専門委員会は別としまして、少しずつ前倒しになっているのかなと。それに盛り込む話を一生懸命今いろいろ議論しているのかなと、こう思ってきたんですが、今伺っていると、とりあえず急いでいるのは、これは昨日も私申し上げましたけれども、とりあえず急いでいるのは、基本理念、概念と、それからスケジュール、工程管理の部分であると。そうであるとする、それだけを切り離してご報告される、まだ中間みたいな形で、私どもはさっきから申し上げている役割分担、役割のところをもう少し精査していただきたいとか、あるいはその他、税財源の水平調整とか何とかという、そういうあたりのかなり大きな問題があるわけですが、それは切り離してまだ検討が続くという整理に今なっているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○江口座長 私の考え方としては、理念とスケジュールで基本法案の骨子をつくっておくということではないだろうか。国の役割ということで、本当は堺屋委員のおっしゃるように、第1日目でやりたかったんですけども、それは十分できませんでしたので、だからそれは例えば1月とか2月とかから、国の役割をどうするかということは、それはまた考えたらいいと思うんですけども、とにかく理念とスケジュールだけをまとめるということで、私は考えて進めておるんですけども。

ですから、基本法の中であんまり細かいところまで、スケジュールも基本の考え方だけを提示して、そして例えば私がお渡しいたしました10-3の資料でございますけれども、その6枚目に堺屋案と金子案とございます。スケジュールが出ておりますけれども、このスケジュールにのっとって、それからそれぞれの準備本部とか、あるいはまた内政基本法とかいろいろございますし、また道州制特区推進法改正とかいろいろありますので、それはその時点で、その部門なりその時期に行えば、私はいいのではないだろうか。基本法ですから、あんまり詳細にわたってああのこうのというように、基本の考え方は書いておくけれども、それ以外はそれぞれ現実的にそのスケジュールに沿って、それぞれの担

当部門が考えたらいいのではないだろうかという、そういう意味で私は基本法という、しかも基本法骨子案ということを申し上げて、言い続けているということでございます。

○佐々木委員 大変よくわかりました。

それで、たしか22日に最後のほうでどなたかがおっしゃったので、私も申し上げたと思うんですけれども、3・3・3・1というのを基本法のような形に入れるのは、やはり先ほど来の議論と延長で申し上げておかしいと思うので、そこは……。

○江口座長 ですから、そういう具体的に3・3・3・1は、例えば3割自治とか言いましても、それはいわば象徴的に、それが法律に載っていると、いわゆる通説として3割自治というふうなことでありますから、この3・3・3・1も実を言うと、実に国民にわかりやすいというか、頭の中に入りやすいという……。

○佐々木委員 わかりやす過ぎて、国民に固定観念をつくりかねません。

○江口座長 今、政務官がそうおっしゃいましたけれども、そういうメリットはあることは確かですけれども、それを基本法の中にこれを盛り込むとかというようなことは、一応堺屋委員のお話はお話としてお聞きしておきたいと思っておりますけれども。

それともう一つは、専門委員会に対して、親会がどんな考え方を持っているのかと、どんな意見があったのかということとは、専門委員会のほうにやっぱり伝えないといけませんので、専門委員会のほうが親会でどんな議論があったのかと、この間もありましたし、そういう質問もありましたし、それは区割りのほうもそうでした。親会としてどんな考え方を持っているのか言ってもらわなきゃ困るというようなことがありましたので、今一応そういう基本法骨子案ということで、その考え方を一応皆様方のご意見を伺っているということでございます。

○佐々木委員 それと、今迄の議論のままですと、明確な指示ということにはなりにくいと思うんですよね、文書をまとめるという意味で明確な指示ということにはなりにくいと思うんですけれども、ここでの議論を整理していただいたのを専門委員会にお渡しいただければ、留意すべき点は彼らもわかると、こういうことだと思うので、ぜひそれは事務方のほうでつくっていただきたい。

○江口座長 区割りのほうも、それから税財政のほうも、杉本参事官を中心にしてそれぞれまとめていただいて、それぞれ伝えていただこうと。また、私のほうからも説明をさせていただこうというふうに思っておりますので、どんどんここでは結論を出すとかということではなくて、おっしゃっていただいて、親会としての考え方をまとめておきたいということでございます。

どうぞ。

○長谷川委員 すみません、では簡単にします。

全然議論がない点ですけれども、税目のところですよ。堺屋さんのペーパーだと国税の根幹は法人税で、所得税のほうは道州税に持って行って消費税は分けちゃうと、こういうペーパーになっていて、9州の案だと所得税・法人税は国で、道州にはやっぱり大きなもの、

住民税と並んで消費税が入っているということなんですね。ここの点は、いずれ今日じゃなくても考え方はちょっと詰める必要があるんじゃないかと実は思っております。

それで、先ほど来の議論の調整機能のところとかかわるんですけども、国がもし所得再分配を担うのであれば、所得再分配の税源というのは、消費税がふさわしいのかと、それとも法人税や所得税がふさわしいのかと、こういう議論です。

道州の行政サービスの対価として支払う、地域の住民が行政サービスを受けた対価として支払う税だというふうに考えるんだとすると、私は九州の消費税のほう望ましいのかなと思うんです。それで、所得再分配をするための税なんだと、国税なんだということであれば、それは所得再分配機能を大きく担っているのは所得税であり、あるいは法人税の中の累進構造部分というか、所得部分なわけだから、それは国税に入ってくる。自民党の国家戦略本部の案でもそういうふうになっていると思いますが、そこについてのビジョン懇としての議論は、いずれ詰めなきゃならないだろうなと。

もう一つ言うと、悩ましいのは、消費税について国の議論の大きな方向性は、これは社会保障目的税とすると。自民党税調なんかではたしか会計的にも……、あれは民主党だったかな。

○松浪政務官 いや、自民党です。

○長谷川委員 会計的にも分離とはっきりおっしゃっているわけですよね。そうすると、消費税はもう社会保障目的税にばっちりとられちゃいますから、地方の消費税どうなっちゃうのという議論が残るわけですよね。そこはホットトピックでもあるし、僕らマスコミから見ていてもおもしろい点であるので、ここの議論はやったほうがいいんじゃないかと思います。

○江口座長 そうですね。それはそうだと思いますけれども、一応親会としてこういう意見があったということで、単一ではなくて、やっぱりこういう意見が幾つかありますよという、そういうとにかく専門委員会でも税財政についても、区割り案についても、基本の考え方についても、出してもらわなければ、やっぱり専門委員会の立場もありますので、親会としては、一応こういう考え方がありますよということの、親会が何を考えているのかということですから、そういうふうなことで専門委員会にはね返そうと。専門委員会に提示しようというふうに思っております。佐々木委員、よろしいですか。

では、どうぞ、芦塚委員。

○芦塚委員 関連した質問でございますが、あるいは昨日議論がされたかもしれませんが、このペーパーにございますナショナルミニマムの3つについてです。生活保護、年金、医療、これをどこが責任を持って手当をするのかによって、税の割り振りの考え方が違ってくると思います。安定税源かどうかなどその辺りも絡んできます。これは今放っておいていいのかといいますと、今度国の権限を限定すると言っていますので、添付もしくは参考に、国の力とは何かということをおる程度整理しておく必要があると思います。ナショナルミニマムですが、全部国が手当をするということでもいいのかということです。我々とし

ましては、年金は国が行い、残りは道州以下でもかまわないのではないかとあります。

○江口座長　そういう意見も含めて、専門委員会に。

どうぞ、篠崎委員。

○篠崎委員　前回、専門委員会の方々の話を伺ったときに、私は専門委員の方は国による垂直調整が必要だというふうなお話が結構あったかと思うんですね。そのときに、私なんか考えていた道州制というものからすると、かなり保守的な発想をなさるなという印象で、専門家の方の現状からのトレンドで、既存の枠組みを変えてという発想の仕方の難しさを感じたんですけども、そのときに赤井先生が、データをベースに実証的にシミュレーションをして、その上で考え方の整理に寄与させたいとおっしゃっておられました。

この会合の中でこれだけ長い間、26回議論を重ねていって、ある程度のコンセンサスの上に議論をしておりますけれども、先程のナショナルミニマムの話、あるいは水平調整の話に関して、やはりそれぞれで少し違うのかなとおもいます。堺屋先生から出していただいたペーパーを読みながら、ここまで考えておられるんだなというのもわかるんですけども、例えば水平調整といっても、私がスウェーデンの調査で聞きましたときに感じたのは、本当に難しい方法で、担当者も説明できないような難しい方法で水平調整をやっておられるんですね。その方法論の背景には、やはりスウェーデンという国に住めばいろいろなことはあるけれども、どの地域に住んでもある程度のナショナルミニマムの発想があって、それを担うのも地方の役割だから、地方の財源をそういう形で水平調整をすると。その中には、富めるところから貧しいところに行くのは当然だという理念があってなんです。

ですけれども、水平調整という言葉は今委員の皆様が仰言ったとしても、その範囲や中身が随分違うんですね。ですから、そういう意味で赤井先生がおっしゃったような実証的なシミュレーションの結果を出していただくことによって、こちらの親会のほうの整理も、考え方の整理にも寄与できるのではないかと考えておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思っております。

○江口座長　ありがとうございます。

○篠崎委員　それと、もう1点よろしいですか。

○江口座長　どうぞ、どうぞ。

○篠崎委員　明日、私、来られないものですから、ちょっと確認させていただきたいんですけども、今回の集中討議では、区割りや税財源まで考え方の整理ということで議論したので、基本法には理念とスケジュールだけをもちこむのだということを今再度お聞きしているんですけども、やっぱり理念の中にどこまで書き込んいかれるかなというのが危惧されるので、あえて書き込まないという部分をきっちりと、明日コンセンサスを得ていただきたいのと、それから移行のスケジュールの中には、これはぜひ地方から出ているもの

としてお願いしたいんですが、検討体制の中で地方の意見が、国民各界、各層の意見が十分に反映できること、そういう体制で道州制度というのは、本当に地方の多様さを実態として反映できる、多様な仕組みであるんだということをきっちり明記していただきたいなと思っています。

そういう意味で、私が提案した推進（基本）法というのは、基本法という中には書き込まないという、あえて今の時点で議論ができていないことは書き込まないで、これから地方がみずから考えていくことをあえて書き込まないで残すという意図ですので、そういう意味でお願いしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○江口座長 わかりました。いずれにしても……

では、先にどうぞ。

○鎌田委員 残された時間で、ちょっと議事運営に関して江口座長さんにご質問したいんですけれども、河内山委員からこういうメモが届いていて、先ほど事務局の方に読んでいただいたんですが、これについて、江口座長さんとしてのご見解をちょっと伺いたいんですが。

○江口座長 私は委員の皆さん方のご意見というか、全員一致ではございませんけれども、体制というか、大方のご意見の、簡単に言えば多数決的な考え方にのっとって進めているということでありまして、今でもそうですけれども、特別に何か意図を持っているということではありません。堺屋先生の16項目ということもそうですけれども、これについて、そのとき出てきたときに、ほかの委員の方々も体制がこの堺屋委員の16項目に賛成をされた。そのときには出てこなかったのだから前に進んだと、そういうふうな進め方をしておるということです。

○鎌田委員 私は、昨日あえて指摘しなかったんですけれども、河内山委員が出席した委員の数についてここに記載しておりますけれども、多数決でといっても、出席している委員が懇談会を構成するメンバーの過半数にも達していないような中で、多数決もないんじゃないかと思うんですけれども、今後の懇談会の本来のあり方からすると、ちょっとやはりおかしいんじゃないかと思いますが、これについてはいかがですか。

○江口座長 これにつきましては、それぞれの、高橋委員、それから石井委員もそうですけれども、知事という知事職を兼ねておられますし、遠いところからということもあって、なかなか予定がとれないというような、特に石井知事からそういうふうなことでおわびの手紙もいただいておりますけれども、その折々にペーパーを出すから、そのペーパーを出して出席のかわりと、そういうようなことで、今日も河内山委員は欠席ということですが、ペーパーは出ているということは、出席しているというふうに考えてもいいのではないだろうか。ペーパーを出しているということで出席とみなしていいんじゃないだろうかというふうに考えて、私のほうは進めておるということでございます。

○鎌田委員 事前にかなり余裕を持って都合を聞いて日程を組んでいただかないと、ましてこの忙しい時期に4日間連続ですので、地方にいらっしゃる方は本当に大変だと思うん

ですけれども、もっと余裕を持って日程を組むということをぜひ約束していただきたいと思います。

○江口座長 それについては、来年からは余裕を持ってというか、月1回のペースでやらせていただくということにしたいと思います。今回の集中審議というか、こういうことは例外中の例外ということで、原則としては行わないというふうにしたいというふうに思っております。

どうぞ。

○鎌田委員 それから、会議の運営や方針にかかわる重要事項の決定を出席委員に包括的にしたつもりはないというふうに書いてあるんですけれども、私もこれは本当にそのとおりだと思うんですね。特に今回のような突然議論しようというふうな基本法なるものの日程設定でいえば、これ自体が本当に重要事項だと思うんですけれども、やはりそういう面では、包括的な委任というのはあり得ないと思いますけれども、これについても確認をしていただけますか。

○江口座長 それについては、出席している人の意見ということ、やはり出席するというのはそれだけ意見を言いたいと、そういうふうなこともありますし、出席しない委員の方はお忙しいということもありましょうし、さりとて特別に発言するそのことも自分は持ち合わせていないという委員の方もおいででありますから、その辺は総括的にいろいろと全体的に考えて、議事運営を今までしてきましたし、これからもしていきたいというふうに思っております。

○鎌田委員 最後ですけれども、16項目に関しては大勢で、何も言わなかったから大勢だというのは、これはちょっとそういうことではないというふうに思いますので、これは改めてまたその議論の時間、皆さんもご指摘しておりますけれども、また議論をさせていただければと思います。

○江口座長 これにつきましては、鎌田委員もおっしゃいましたし、佐々木委員もおっしゃいましたけれども、この16項目については、改めてこの基本法案の骨子案ができたその後で、国の役割というものについて、もうちょっと議論を重ねていきたい、重ねてみたいというふうに今思っております。これから事務方と詰めていきたいと思っておりますけれども、今、今日の国の役割をさまざまな方がおっしゃいました。やはり16項目ということを前提にしながらも、再度この国の役割というものが非常に重要だということを認識をして、実は最初から認識していましたので、第1日目に持ってきたんですけれども、それはともかくとしまして、そういうことで、この国の役割については、やっぱり16項目に限定するか、また16項目のままでいいのかということは、機会を改めてというか、近いうちにこの議論を皆さんにしていきたいというふうに思っています。

どうぞ。

○堺屋委員 鎌田委員のお話を聞きますと、もっと議論したいということだから、月1回じゃなしに、またやらなきゃいけないと思うんですよ。だから、明日でも事前に通知とい

うことですから、1月のスケジュールを明日でも事務局とご相談になって、3回か4回、1月やりますよとご通知になったほうがいいんじゃないでしょうか。事前に通知、2週間ぐらい前ですか、今やるというのは。

○江口座長 そうです。

○堺屋委員 2週間じゃ短いようですから。それから、議論が足りないとおっしゃっているんだから、議論を減らすんじゃないしに、もっとやったほうがいいんじゃないですか。そうでしょう。足りないとおっしゃっているんですよ。

私が言ったのは、16項目じゃなくて、12月1日の中間報告のときにこうなっているということを言っているのでありまして、12月1日の6人のときに決めた中間報告じゃないと思いますけれどもね。

○江口座長 今、堺屋委員のほうから月3回から4回というご提案というか、話もありましたけれども……

○鎌田委員 それは中身によりけりですよ、中身によりけり。

○堺屋委員 だから、前々回でも中身がなくなっちゃったんだけどね、だから、時間が短過ぎるとおっしゃるなら、やはり1月に3回ぐらいはやりますと、明日でも通知していただいたら、皆さん時間調整していただけるんじゃないでしょうか。

○江口座長 そこはちょっと、堺屋委員。

常識的に、足りないという方もいますけれども、しかし大勢は月1回でまた考えて、1カ月考えて次に臨むという、これは集中審議もありますけれども……

○堺屋委員 それよりも、基本法をもし出すとしたらね、1月いっぱいには答申しなきゃいけないわけですよ。そうでないと、上程日程に間に合いませんから。だから基本法をもし次の通常国会に出すんなら、やはり1月じゅうには結論を出さないと絶対だめですからね。

○江口座長 それについては、政務官とも十分に話をしたいと、詰めたと思っていますけれども、上程しなければならぬという上程すべきであるかどうかというのは、政局を見ながら考えなきゃいけない問題で、ここで断定的に……

○堺屋委員 逆、逆。あのね、政局はいかでもあろうとも、1月いっぱいには答申していないと上程はできないわけですからね。

○江口座長 それはできないでしょう。

○堺屋委員 だから、やらないと決めるんなら、それはいいですよ。だけれども、やるかもしれないというなら、やはり1月いっぱいには答申しないとだめだということです。

○長谷川委員 明日、時間がもう一遍あるなら、明日相談したらどうですか。今日はもう……

○江口座長 政務官。

○松浪政務官 よろしいでしょうか。

ご熱心なご議論ありがとうございます。税についても私、まさにさっき発言しようと思ったけどやめたんですが、なぜなら、社会保障目的税ということをお話ししようと思った

ら、もうそちらから出ていただいたんで結構かと思ったんですが、やはり今国民は、自民党、これもあれですけども、自民党が政権とろうが民主党が政権とろうが、消費税というのは、やはり社会保障これから大変になるから、これはしょうがないなという巷の国民の皆さんの声というのは、我々政治家が普段、地元を回っていて大変多く受ける声なんです。

ですから、堺屋先生おっしゃるように、目的を税に乘せるべきではないというのもわかるんですが、社会保障目的の消費税ということは、やはり社会保障はどうせ消費税を何パーにしようが、これで全部賄えるということはないわけですから、そのあたりはちょっとこれからの政治と国民のキャッチボールもご参考にいただきたいなと。

あとは、私はいつも「お任せ道州制」と言うんですけども、これは3・3・1の問題なんですけど、3・6・1でいいわけですよ。国だけが、要はどれぐらいになるというのがわかれば、あとは我々最初申し上げたように道州にプロットタイプを渡して、後はカスタマイズしていただくと。それが3・3であろうが2・4であろうが4・2であろうが、やはりそれは独自に任せていくというのが、これからの本当の道州制の姿なのかなというふうに思っております。

そこで、実は私、この道州制ビジョン懇はもうできた当初から大分性格が変わってきているのではないかなというふうに思っております。私は、本当に道州制を前面に今まで活動してまいったわけで、道州制特区推進法というときも初日に私が質問をいたしました。当時は今、政策統括官の山崎審議官とか、それこそ杉本さん、特に今の交付税課長の内藤さん、この間来られていましたけれども、随分スタッフも変わっております。

一貫して党の中でも、調査会がまさか、総理直属の推進本部に格上げになるというのも当時は予想できませんでした。そして何よりも当時は総理は安倍総理でありまして、安倍・福田・麻生と、もう総理がこれだけかわっている中で、我々はそろそろ3年のスパンというのは当初はあっていたかもしれませんが、議論は加速をされているわけでありまして、そして自民党と公明党の連立政権合意、平成20年9月23日によりますと、昨日大臣から出た話でありますけれども、道州制の導入をするため、道州制基本法（仮称）制定に向けて、内閣に検討機関を設置するということが明記をされているわけであります。

ですから、この道州制ビジョン懇と、それからこの「内閣に検討機関」と書かれているこの検討機関、どういう関係で今後進んでいくのか。私は道州制をもう本当に、党の会議も100数十回出て、こちらが多分政治家で、あちらの傍聴席のほうで聞いていたのは私ぐらいかなと思いますので、その経験から言わせていただくと、大変加速そして国民に対する「道州制」という言葉の浸透というのは、かなりこの国会の危機というのが、やはり改革への意識が変わってきているんだろうというふうに思っております。

そこでやはり、ここは一度、総理に本当にどういうご意向なのか、この検討機関というのはどうあるべきなのかと、我々屋上屋を架してもだめなわけで、ビジョン懇とまた検討機関とというので、これが縦割りになってというのはあってはならないことだと思います。

ので、あくまでこの道州制基本法制定に向けての検討機関というのは、どういうものであるべきなのか、そういったものを整理をいただいて、明日でも結論をもしただけなのであれば、こうしたことを、やはり道州制というのは極度に政治主導のmatterでありますんで、我々政治家が政権がこれだけ変わっている以上は、やはりどうあるべきかというのを、皆さんのご意見をいただいて、この検討機関というのも早急にやるべきなのかどうなのか。道州制ビジョンというのが3年と言っていたけれども、これ以上、私はもうかなり議論が実は深まっているなというふうな感じを持っておりまして、皆さんの議論と、それから自民党の議論というのは、非常に違う部分もあれば似通った部分もありますけれども、ほぼ飽和してきているなということを感じておりますので、この検討機関というのについて、皆様方はどういうものがあるのか。またちょっと、部局のほうも、この検討機関というのがどういうものなのかということも今どうとらえているのか、どういう位置づけなのかということも、ちょっと明日出していただくことにして。

それから堺屋先生おっしゃったように、タイムスケジュールはどうあるのかと。今ビジョン懇としてタイムスケジュールを決めるというよりも、こうした全体像を踏まえて、もう一度スクラップ・ビルドをするのであれば、それが総意であれば、私はそれで重々と総理にもお伝えをできるものであるというふうに考えておりますので、この基本法のあり方もそうなんですが、それ以前にどういう状況であるべきなのかというのを皆さんにお考えをいただいて、また明日ご議論いただきたいというふうに思います。

○江口座長 今、政務官のほうからお話がありましたけれども、最終的には地域主権型道州制を目指します。そのため、道州制基本法の制定に向けて内閣に検討機関を設置し作業を進めますということです。昨日の鳩山大臣の、この麻生総理の衆議院でのご答弁からすると、道州制ビジョン懇のほうで、いわゆる基本法案を作成してしまうというのは、これはちょっと状況からして、変えざるを得ないんじゃないかというふうに、私は判断を今しつつあるということです。

ですから、骨子案はまとめるけれども、しかしそれを通常国会に提示をするために、上程するために、これを早急に、完璧なものにまとめ上げなければならないというようなことは、今ちょっと難しくなってきたんじゃないかなと。というのは、このことがあれば、そんな感じが、ですから骨子案をまとめていくというのはどうでしょうかという……。

○堺屋委員 当然、法案づくりは役所のする仕事ですから、骨子でいいんですよ。だけど、骨子の答申は出さないといけないでしょう。そうすると、答申を出すのにまだ議論が足らんという人がおられるから、何回かやったらどうやと言っているんです。

○江口座長 なるほど。どうぞ、鎌田委員。

○鎌田委員 今の江口座長さんのお話だと、最初にこの連続の会、集まりを4回連続やるというときの趣旨と大分違うように聞こえたんです。それは、もし今言われたようなことであれば、別にこの忙しい時期に4回連続なんてやる必要ないんですよ。1回か2回やって年明けて、またやりましょうと。それでもう十分……。要するに、じゃあもう明日やめ

たらいかがですか。だって、それは全然、明日、一生懸命議論する必要はないですよ。

○江口座長 骨子案をまとめないといけませんから。

○鎌田委員 いや、だって、それだったら、まだ時間が足りないというふうに私も理解していますし。

○江口座長 ですから、もしそうであるとするならば、堺屋委員の言うように、来月3回開かなければならないという。

○堺屋委員 そうおっしゃっているんでしょう、足りないって。だから、鎌田委員がそうおっしゃるからね……

○鎌田委員 いえ、私は基本的には、今の時期には基本法というのは、まだ国民の合意ができていない時期に、こういうことを議論して骨子案をつくること自体に、まず反対なんです。それはだって、やはり基本法というのは導入が前提ですから、でもまだ国民の間ではきっちりした合意ができていないわけじゃないので、理解がまだ足りないという時期ですから、そういう時期にこういうのを議論するのはいかがですかというのは、ずっと前から申し上げてきたんですけれども、でも今の江口座長さんのお話を伺うと、それだったら別にこんな4回も慌てて議論する必要は全くなかったんじゃないかと。

○江口座長 どうぞ。

○松浪政務官 いろいろご意見があるようなので、当初は座長おっしゃったように、もっと微に細をうがった、しっかりとした基本法という流れもあったかと思うんですが、鎌田委員のおっしゃるような慎重論もあるということで、骨子案という形で私は間をとったということでもいいのではないかなと思います。先ほど申し上げましたように、これは非常に政治マターでありますので、状況は安倍総理のときと随分と変わっております。そして、政局もまた非常に揺れ動いている時期でありますので、この麻生内閣のうちにどういう姿勢を示すのかということ、これはもうまさに政治の問題があると思いますので、一たん私のほうで、この議論に私は影響を及ぼすつもりはございませんけれども、総理のご意向というのを一度、総理、大臣ですね、鳩山大臣のご意向もいただいて、ちょっと方針を皆さんから総理それから鳩山大臣に対して、この論点を基本法に対してはどういくのかということをご質問とかいただければ、それは私のほうで責任を持って、今後の方針に生かさせていただきたいと思いますので、もし明日でもそういった、まずは総理、鳩山大臣へのご意向を、この現状を踏まえてお聞きをいただくのが大変いいことかなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○堺屋委員 この座長の権威といたしまして、この集中審議を始められたのは、やはりこの基本法を次の国会に上程するための答申をつくるということだったと思うんです。

○江口座長 そうですね。

○堺屋委員 だから、それを軽々しくおろすわけにはいかないと思いますよ。そうしたら、議論が足りないんなら、あと3回やったらどうかというのが、ごく常識的な話で、それ以外にないと思うんですがね、どうでしょう。

もし、座長がそういうふうにしたけれども、宗旨がえしたとおっしゃるならあれだけでも、せつかく座長はそのつもりでずっとやられたんなら、もうやはり基本法に足る答申を出すべきですよ。

○江口座長　そういう……どうぞ。

○金子委員　松浪政務官にちょっとお伺いしたいんですが、自民党は基本法をつくるための分科会、分科委員会をつくりましたね、道州制本部のほうで。あれはいつまでにどういう結論を出す予定で始まっているんでしょうか。

○松浪政務官　これはやはり、政治家というのは我々常に選挙というものがございます。ですから、実は第2次報告案は道州制調査会として出しました。3次報告案というのは随分早くまとまりました。これはどうしてかと、当時選挙があるからだ。推進本部に格上げをして、実は私は、その中では時期尚早だと。第3次報告案はもうちょっとしっかりしたものにしてくれという若手の中では、これは個人的な意見ですけれども、そういうものもありましたけれども、あくまで選挙を見据えての流れとして、3次報告案になったと。

であれば、やはり自民党のほうで、これは基本法というのがあるのは、当然、次の衆議院選挙というものに対して、道州制をやるのかやらないのか。政府はどういう体制で、与党はどういう体制で臨むのかということを確認にするという意思のあらわれでありまして、ですから今まで5つの小委員会があった上に、6つ目の小委員会として基本法というものについて出たわけでありまして、私の理解としては、やはり次の選挙の、当然マニフェストにどのように入れていただくか、これは自民党だけじゃありません。公明党も公明新聞に「7つの方針」という中の7つのうちの1つに「道州制」というものを高々と掲げたわけでありまして、そしてまた連立の合意の中でもこのようなことがあるというのは、私は先ほどから申し上げていた加速が出てきたというのは、まさにそういう流れでありまして、これにビジョン懇のほうも柔軟にこたえていただきたいということでもあります。

○金子委員　それで、ですから自民党のほうは、結論は早目に出すおつもりなんでしょう。選挙はいつあるかわからない、延ばすことにはしていると、現状ではね。しかしながら、通常国会の状況によっては臨機応変に、変に応ぜられるようには準備は要するという考えならば、やはりある程度スピーディーに一定の形は出しておくということになりますわな。

○松浪政務官　当然、麻生総理も今年でしたか、V o i c e じゃなかった、V o i c e でしたかな、非常に道州制による経済発展に対しての論文をお書きになっておりました。これは別に、また総理になるとかならんとかの前の話でありまして、私は総理のお心は、あの論文にも集約をされていたんではないかなというふうに思っておりますので、それからかんがみれば、ちょっとビジョン懇も柔軟に対応いただきたいということでもあります。

○堺屋委員　大事なところですけども、基本法の提出を促すような答申を出すという基本方針で、この4回の連続審議をされたんなら、鎌田委員の反対があるからやめたと座長がおっしゃるなら、それは一つです。そうでなしにするんなら、議論が足らんという人がいるんなら、やはりあと3回ぐらいやって、ちゃんとまとめたほうがいいと思いますよ。

どっちかですよ。このまま打ち切って、これで基本法の答申を出すというのは、明日やってもちょっと足りないんじゃないかと、やはり言われると思いますよ。だからそれだったら、1月にもうちょっとやりましょうということですよ。どっちかですよ。

○江口座長 その辺、鎌田委員どうでしょう。

○鎌田委員 いやいや、私はですから、基本的には基本法というのは今の時期では時期尚早ですので、反対ですので、今、堺屋委員が言われたことについては、私は別に考えはありません。ですから、私としては、もうここまで来たんでしたら、こういう状況になっているんでしたら、少なくとも江口座長さんのお話を伺っていると、もう堺屋委員が期待されていたような、1月中に答申みたいなものというのはどうもなさそうですよね。

○堺屋委員 やめるんですか。

○江口座長 1月中の答申については、状況を見て判断したらどうかと。ですから、骨子案をまとめて……

○堺屋委員 骨子案というのは、基本法を提出するために答申する前用なんです。だからね、そこで基本法を提出するために連続やったのを宗旨がえしてやめると座長がおっしゃるなら、それでいいです。

○金子委員 自由民主党のほうでですね……

○堺屋委員 いや、あのね、これは党の問題と政府の問題とは税調でも別に考えなきゃいけないです。

○金子委員 別です。別ですが、我々も道州制の実現ということを念頭に置いて、これだけ時間使っているわけですから、もし、この政権与党のほうが選挙のマニフェストに載せていくというときに、我々大勢が考えているのとまるで違うことを出していくのを黙って指をくわえて見ていていいのかという議論があります。ですから、自由民主党のほうでそう急いで、骨子案みたいなものを用意するということならば、それを監視しつつ、我々のほうではどう考えるかという意見集約が当然並行してあるべきではないかということだと思います。

○江口座長 そういうことで、自民党の動きなんかもウォッチしているんですけども、自民党のほうとしては、政調の話によるとちょっと難しいでしょうという話なんです、通常国会に提示をするのは。難しいでしょうということであるとするならば、一たんすり合わせをしましょうかというようなことを言ったりしているんですけども、そういうようなことで、自民党のほうも先延ばしにする可能性が強いということであるとするならば、やはり自民党と全く別のものをまとめて方向が違うものを出すというのもなんです、杉浦先生とある程度すり合わせる時間というものも要るんじゃないんだろうかなというように、そうすると、自民党がそういうスタンスだと一応、骨子案はつくってスタンバイはしておいても、絶対に通常国会に骨子案を提示をするというふうに決め込んでいく必要はないんじゃないかという考え方であるわけですね。

○堺屋委員 全然違う。全然違う、それは。

あのね、おっしゃっていることは、全然今議論していることとは違うんですよ。今議論しているのは、自民党はどうであれ、この会議として、この懇談会としてどういう答申をするかということなんですよ。その答申は1月いっぱいにするんでしょうということなんです。それで、その内容を詰めようとしたら、時間が足らんという人がいるから3回やったらどうやと、それ以外ないんですよ。

もう、ほかのことを、政府の審議会というのは政局に動かされないで、はっきりと意思表示をするためにあるんですからね。だから、1月じゅうに答申をするというんなら、それにふさわしい討論をしなきゃいけないんですよ。だから、時間が足らんという人がいるんなら3回やったらどうですかと、それだけです。そうでなかったら、もうやった、答申を出そうとしてやったことは座長として取りやめて、「座長の考えが変わりました」とおっしゃっていただくなら、それはそれでいいと。

○江口座長 私の考え方は微妙に変わりましたね、はっきり申し上げて。それぞれの委員の先生方の意見とか、あるいはまたほかの動きを見て、基本法を通常国会に提示をするとか、そういうところまでいかななくてもいいんじゃないかなというふうには今思っているということです。

○鎌田委員 いいでしょうか。

昨日ですか私、ちょっと強い口調で、今どきこういう議論をするのは政治音痴じゃないかというふうに申し上げてしまったんですけれども、江口座長さんがいつの段階でこういうのを開こうというふうに判断されて号令をかけられたのか、よくわかりませんけれども、少なくとも私なりに自民党の、松浪政務官から先ほど詳しいお話ありましたんですけれども、自民党の道州制推進本部の動きを、その基本法をつくる、つくらないというような、確かに委員会をつくるというような、そういう動きがありましたし、私も直接聞いておりましたんですけれども、その後の動きなんかを見ていけば、それはかなり早い段階から、つまり昨日、今日、自民党が、少なくとも道州制推進本部の動きが変わったわけじゃなくて、少なくとも12月のかなり早い段階から、時期から、その状況と今とは党の動きというのは全然変わっていないんですよ。ですから、なぜなのかというのは、ちょっと私は解せないです。

○江口座長 それはいろいろ、自民党の政調等の動きをずっと確認しながら、動きがだんだんだんと、ちょっと難しいだろうということになってくると、そうすると、うちのうちですというような、そういう出し方ができるかどうかということについては、やはりそれでいいのかなという感じを正直持っているということです。

いろいろな先生方、委員の方々の話で、例えば国の役割一つにしても、そういうことを細かく決めていかなければいけないという、議論をしていく必要があるだろうということであるとするならば、いわゆる道州制基本法の骨子案という、そういう形のことで必要なことだけをまとめて、そしてあと肉づけをしていく、その作業を後日会議を開きながらやっていったらどうだろうかというふうにも思っているということです。

これは、3回議論しても4回議論しても5回議論しても、足りないと言われれば足りないということになるし、じゃあ3回で十分と言えるのかということに堺屋委員はなってくるというのは、26回やってもまだ十分じゃないと言われる方もおいでになるわけですから、そのあたりのことは、私としては一応、今回で道州制ビジョン懇としての道州制基本法骨子案というものをまとめておいて、そして必要事項を次の懇談会で議論をして肉づけをしていく。あるいはまた、政局の状況によって大臣にすぐ答申できるような、そういう大勢をとっていくというような、そういう形が好ましいのではないだろうかというふうに思っているということですね。

今、やはりここでも、確かに今まで議論してきましたけれども、いろいろと基本方針というものに対して、基本法についてはいろいろと意見もあるわけですから、また状況も変わったことですから、ですから、ここを本当に渡辺喜美先生じゃないですけども、そういうようなことでいろいろと動きも変わっているという中で、この道州制基本法の骨子をまとめて提案するというのも、これはタイミング的にちょっと難しいかなとか、悪いかなというふうに思ったんですが。

○堺屋委員 一番の問題は、この委員会として骨子であれ何であれ、とにかく1月もしくは2月初めに答申を出すんですか、出さないんですか。それですよ。

○江口座長 骨子ですか。

○堺屋委員 骨子であれ何であれ、答申を出すんですか。出すというのでこれはやってきたわけですよ。それも答申を出すということを変えられるのかどうか、座長として。

○江口座長 1月中に答申を出すということについては……

○堺屋委員 変わらない。

○江口座長 これは弾力的に考えたいということです。

○長谷川委員 明日やったらいかがですか、30分以上経過していて。

○堺屋委員 私も用事あるから。

○長谷川委員 皆さん用事あるんでしょうから、どうですか。明日やるということで一応決まっているわけでしょう。

○鎌田委員 別に無理してやることないような気もするけれども。

○堺屋委員 まとまらなくなっちゃうんだよね。

○鎌田委員 堺屋さんがおっしゃるとおりだと思いますよ。

○堺屋委員 答申出さない……

○金子委員 自由民主党のほうで、道州制基本法を通常国会に出すという目標のもとに、推進本部で第6の分科委員会をつくったんですね。その段階では急がなきゃいかんというのはあったと思います。つまりは、そこで出すなら、少なくとも最良の意見を出してもらいたい。それが我々から見ておかしい方向に行ってもらおうということは、これはやはり将来、私たちがこの議論をして結論を出してくることについて、触りになるなというふうな考えを持つのは当然で、したがって、それは進んできていいわけですけども、それを出

すということは、やはり自由民主党、与党が出さないのであれば、ペンディングにして持っているということで、準備だけはしておこうかどうかと、こういう話で動いてきたと思うんです。私はそういう理解です。

○江口座長　すみません、私の不手際で30分超過してしまいましたけれども、明日また議論をさせていただきたいと。また、明日までに、またいろいろな方々の意見も聞きながら、最終的に私の考え方を述べさせていただきたいというふうに思いますので、これで本日は終わらせていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

午後　7時37分閉会